

(参考) 事業場における化学物質の管理に関する関係規程

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 2～4 (略)

○労働安全衛生規則

(化学物質管理者が管理する事項等)

第12条の5 (略) 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」という。)を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。(略)

- 1 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
- 2 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 3 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。
- 4 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 5 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- 6 第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- 7 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関すること。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場(前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。)ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。(略)

3 前2項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 2 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場 イに定める者のほか、第1項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

【参考】労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付義務対象物質の一覧は下記サイトを参照してください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>